



# 令和2年分年末調整

内容が変更になります

令和2年分の年末調整の内容が大きく変わります。各種控除の見直し、所得金額調整控除の新設など、主な改正点は以下のとおりです。勤務先で年末調整をする際はご注意ください。

税務課  
995-1810

## 給与所得控除額、公的年金等控除額の引き下げ

給与所得控除額と公的年金等控除額を一律10万円引き下げます。また、給与所得控除の上限額を220万円から195万円、上限適用額を1,000万円から850万円に変更します。

給与等の収入額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超180万円以下	その収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	その収入金額×30%＋8万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20%＋44万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

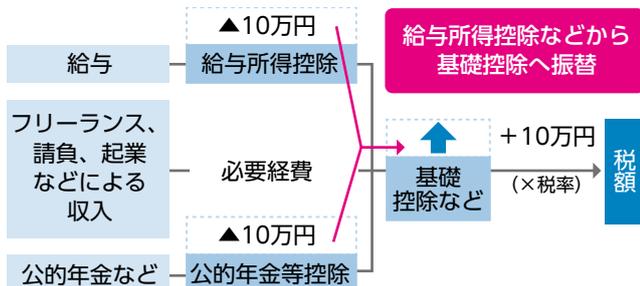
## 扶養親族などの範囲の変更

上記所得控除の額の変更に伴い、以下の控除にかかる本人の合計所得金額要件が変更されます。

- 同一生計配偶者及び扶養親族控除 ▶ 48万円以下
- 配偶者特別控除 ▶ 48万円超133万円以下
- 勤労学生控除 ▶ 75万円以下

## 基礎控除額の変更

基礎控除額を一律10万円引き上げます。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える人は、合計所得に応じて控除額が逦減し、2,500万円を超える人は基礎控除が適用されなくなります。



※給与所得と年金所得の双方を有する人は、片方に係る控除のみが減額されます。

## 所得金額調整控除の新設

給与などの収入金額が850万円を超える人で、本人・同一生計配偶者、扶養親族のいずれかが特別障害者である、もしくは23歳未満の扶養親族がいる人は、給与などの収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）から850万円を控除した額の10%が給与所得から差し引かれます。

## 給与所得と年金の所得のある人の所得金額調整控除

給与所得と年金の所得の両方がある人で、2つの所得の合計が10万円を超える人は、給与所得（上限10万円）と年金の所得（上限10万円）の合計額から10万円を控除した残額が給与所得から差し引かれます。

## その他の変更

**配偶者特別控除**／本人が配偶者控除を受けている場合、その配偶者が配偶者特別控除を受けることができなくなりました。

**ひとり親控除**／婚姻歴の有無にかかわらず、現在婚姻していない人で、子を扶養していて、合計所得が500万円以下であれば控除を受けられるようになりました。

## 提出前にご確認を

### 同じ人物を2人以上が扶養にとることはできません

夫婦で同じ人物を扶養しているとして年末調整をしてしまうなど、扶養対象者が他の人と重複するとあとから住民税や所得税の追加納付が発生することがあります。

### 2020年中に支払いを受けた給与は全て年末調整

転職などで同じ年内に複数の会社などから給与の支払いを受けている場合は、その前職分も合わせて勤務先に提出してください。全ての給与を合算しないと正しい税額が計算できません。

### 記載事項は漏れ、誤りなく記載

本人の生年月日や扶養している家族のマイナンバーの記載がないなど、必要な情報が足りないと正しく課税ができません。

## 沼津税務署からのお知らせ

### 令和2年分年末調整等説明会開催中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止および参加される皆さんの安全を考慮し、例年実施していた年末調整等説明会は開催を中止します。

ご不明な点は、沼津税務署へお問い合わせください。

沼津税務署法人課税第6部門  
922-1560（内461）